中国における個人データの取扱い

このポリシー（以下、「本ポリシー」という。）は、別途示す場合を除き、中国における個人データの取扱いについて定めます。

本ポリシーは英語で作成され、その他言語に翻訳されます。英語とその他言語の間に齟齬や不一致がある場合は、英語版を優先するものとします。

1. 個人データ管理総責任者または個人データ保護責任者（DPO）

個人データ保護責任者(DPO)は、次のとおりです。
詳細はこちら

2. 取扱う個人データの種類

「MOL グループ グローバルプライバシーポリシー」の第 2 章「取扱う個人データの種類」の中には、中国法でいう機微個人情報（生体認証情報、医療・健康情報、金融アカウントに関する情報等）に該当する情報も含まれます。ご本人様から収集する機微個人情報は、「MOL グループ グローバルプライバシーポリシー」の第 3 章「個人データ処理の法的根拠と目的」のために処理します。
ご本人様の機微個人情報を処理する場合、ご本人様の個人データを正確かつ最新の状態で保管・管理し、漏えい等に影響を与えることを防止するため、「MOL グループ グローバルプライバシーポリシー」の第 7 章「セキュリティ対策」に記載の対策を講じ、適切なセキュリティを確保します。

4. 個人データの移転

当社グループは、ご本人様から収集した個人データを、「MOL グループ グローバルプライバシーポリシー」の第 4 章「個人データの移転」に記載の第三者に開示・提供する場合があります。第三者の連絡先は、「MOL グループ グローバルプライバシーポリシー」の第 10 章「権利行使のお手続及びお問合せ窓口」に記載のお問合せ窓口までお問合せください。
ご本人様の個人データを第三者に開示・提供する場合は、法令の要件に従い、ご本人様に必要な通知を行い、ご本人様から明示的な同意をいただきます。

5. 個人データの国際移転

当社グループは、ご本人様から収集した個人データを、ご本人様がお住まいの国・地域とは異なる国・地域

に所在する「MOL グループ グローバルプライバシーポリシー」の第 4 章「個人データの移転」に記載の第三者に移転（以下、「国際移転」といいます。）し、処理することがあります。第三者の連絡先は、「MOL グループ グローバルプライバシーポリシー」の第 10 章「権利行使のお手続及びお問合せ窓口」に記載のお問合せ窓口までお問合せください。

ご本人様の個人データを国際移転する際、当社グループは、法令の要件に従い、ご本人様から明示的な同意をいただくこと、及び個人情報保護影響評価報告書（个人信息保护影响评估报告）を作成し、その評価結果を基に必要な措置を実施することで、ご本人様の個人データを適切に保護します。

加えて、一部の場合（※）を除いて、以下の保護措置を講じます。

- 移転先との個人情報越境移転標準契約（个人信息出境标准合同）の締結：当社グループと個人データの移転先との間で個人情報越境移転標準契約（个人信息出境标准合同）を締結することにより、移転先が、当社グループと同等の個人データ保護水準を有していることを保証します。

（※）

- 越境購入、越境送金、航空券やホテルの予約、ビザ手続きなど、ご本人様が当事者となる契約の締結と履行のため、必ず域外に個人データを提供する必要がある場合
- 法に基づいて策定した就業規則や労働協約による人的資源管理を実施する上で、必ず域外に従業員の個人データを提供する必要がある場合
- 当社グループが重要情報インフラ運営者に該当せず、かつその年の 1 月 1 日より域外に提供した個人データが累計 10 万人分未満（かつ機微な個人情報が含まれない）の場合
- 国際貿易，学術協力，国を跨ぐ製造・マーケティング活動において発生したデータであり、越境移転するデータに個人データ及び重要データが含まれていない場合
- 域外で収集・生成された個人データを域内に持ち込み、処理して再度域外に提供する場合であって、その過程において域内の個人データと重要データを混入していない場合
- 緊急時に人の生命や健康、財産の安全を守るためなどの理由で、必ず域外に個人データを提供する必要がある場合

9. ご本人様の権利

当社グループが処理する個人データについて、ご本人様は、以下の権利を有します。

- 個人データ処理について情報を得て、意思決定する権利
- 第三者による個人データ処理を制限または拒否する権利
- アクセス権またはその写しを得る権利
- 国家網信部門が定める条件を満たす場合に限り、指定された第三者に個人データを移転することを要求する権利
- 訂正または補足する権利

- 一定の状況において削除する権利
- ご本人様の個人データを処理するために当社グループが遵守している規則について、説明を求める権利
- 自動化された意思決定について説明を求める権利、及び自動化された意思決定のみに依拠した決定を拒否する権利